

5	年	保	存
機	密	性	2
平成 24 年 10 月 25 日から 平成 29 年 10 月 24 日まで			

基監発 1025 第 1 号  
基安化発 1025 第 4 号  
平成 24 年 10 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
監 督 課 長  
安全衛生部化学物質対策課長  
( 契 印 省 略 )

印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底  
のための監督指導又は個別指導の実施について

平成 24 年 7 月 31 日付け基監発 0731 第 1 号・基安化発 0731 第 3 号「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底のための取組に当たって留意すべき事項について」(以下「課長内かん」という。)の記の 2 (4)において、別途示すこととしていた標記については、下記により実施されたい。

記

1 対象事業場

監督指導又は個別指導(以下「監督指導等」という。)の対象事業場については、以下によること。ただし、課長内かんの記の 2 (4)ただし書に該当する事業場は、対象から外すこととして差し支えない。

(1) 課長内かんの記の 2 (4)アの事業場

監督指導の対象事業場とすること。

(2) 課長内かんの記の 2 (4)イの事業場

主として個別指導の対象事業場とすること。ただし、各労働基準監督署(以下「署」という。)の実情に応じ、監督指導により対応することとしても差し支えないこと。

## 2 実施時期及び実施方法

監督指導等の実施時期及び実施方法については、以下によること。

なお、関係法令等の周知に当たっては、平成 24 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 38 号「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底のための取組について」の別添 2 や有機則に関するパンフレット等を活用し、その徹底を図ること。有機則に関するパンフレットは、労働基準行政情報システムのグループウェア内に掲載されている。

### (1) 課長内かんの記の 2 (4) アの事業場

対象事業場が多数に及ぶ場合は、  
計画的に実施すること。  
ただし、次のアからウに該当する事業場については、  
実施すること。

### (2) 課長内かんの記の 2 (4) イの事業場

対象事業場が多数に及ぶ場合は、  
計画的に実施すること。

## 3 付表の作成等

本監督指導等を実施した全数について、別紙の付表を作成すること。

都道府県労働局においては、署において作成した付表の写を別紙の集計表に取りまとめ、本日から平成 24 年 12 月末日までの状況を平成 25 年 1 月 10 日 (木) までに、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月末日までの状況を平成 25 年 4 月 10 日 (水) までに、本省安全衛生部化学物質対策課あて送付すること。来年度の業務計画に計上する必要がある場合は、その後も四半期ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに集計表を送付すること。

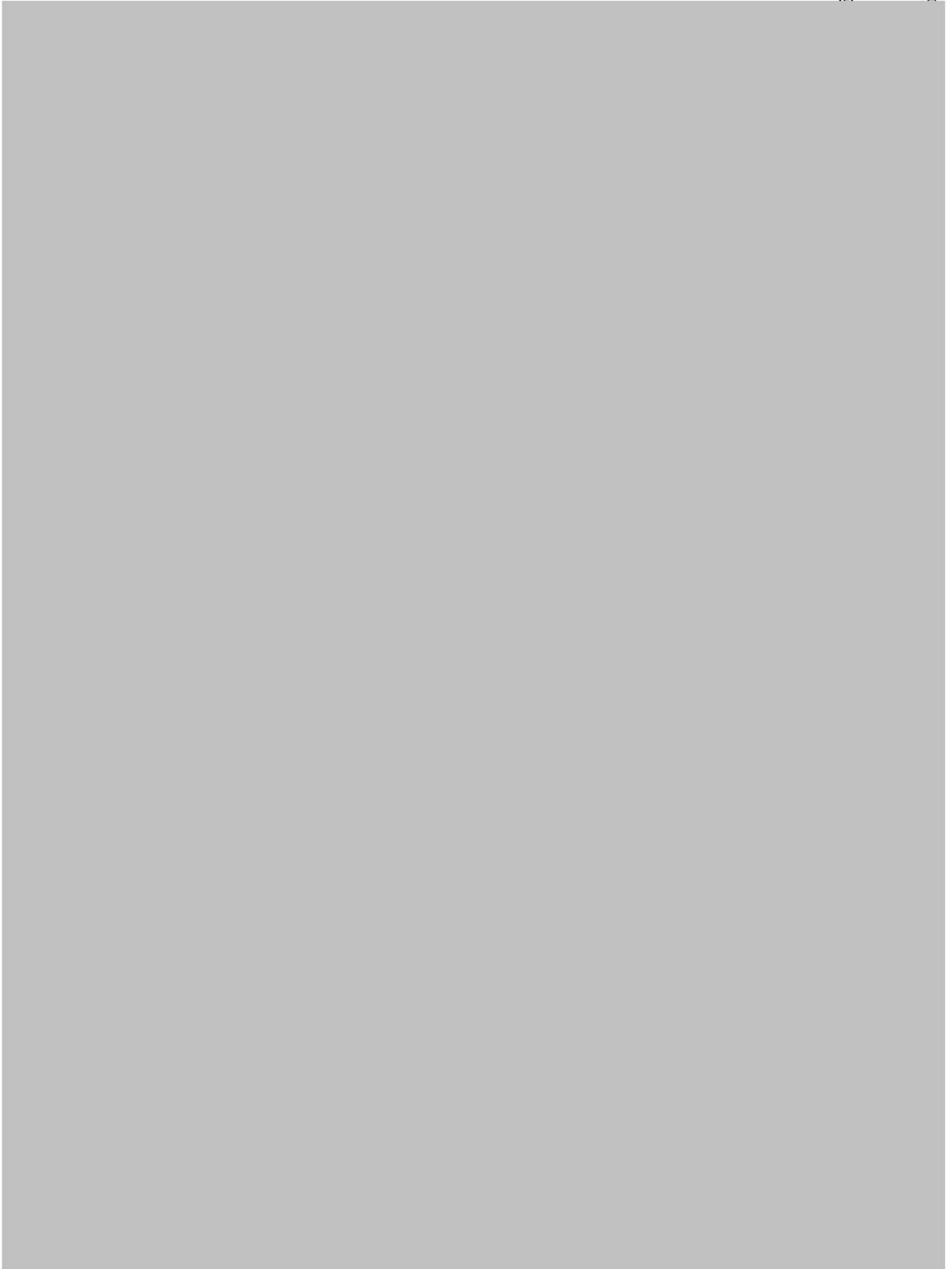
なお、上記 1 の全対象事業場に対して監督指導等を実施した場合は、以後の報告の必要はないこと。

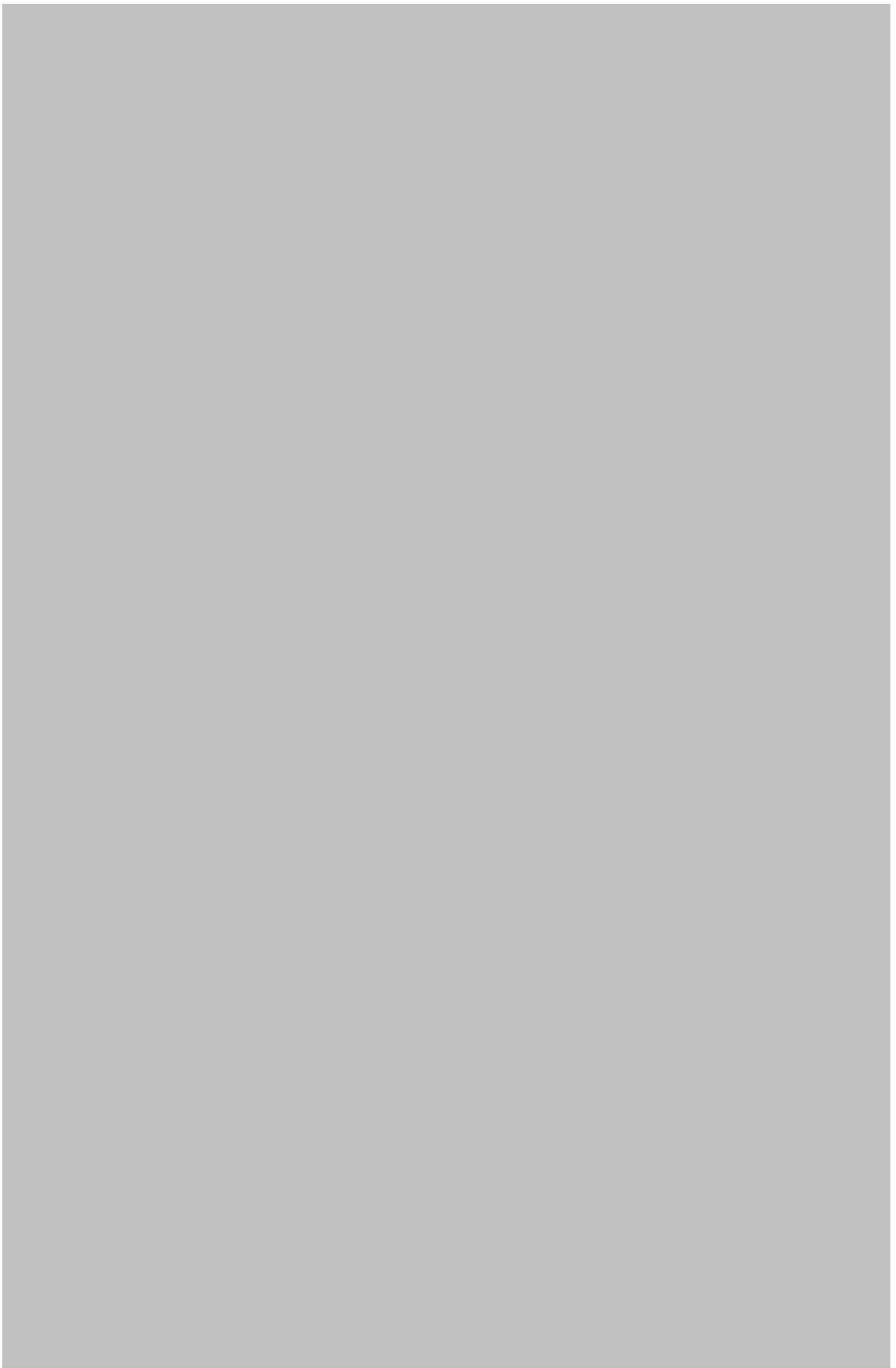
#### 【担当】

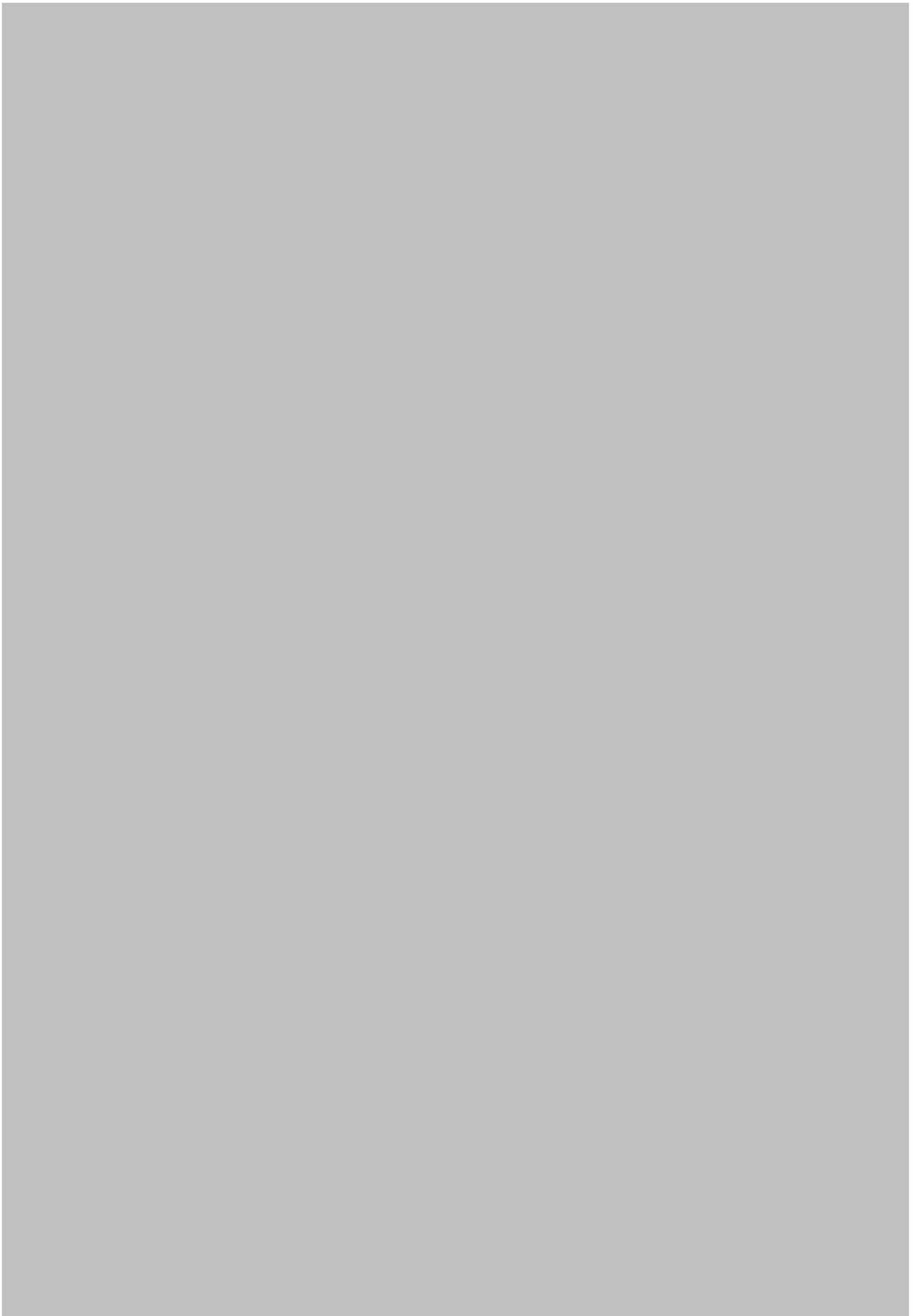
労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
構、瀧ヶ平 (5516, 5511)

印刷業に対する有機則等の遵守状況等に係る立入調査付表

局 署







# 集計表

局

---





